

信楽学園長寿命化計画 (個別施設計画)

令和3年3月
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

施設の概要

基準日:令和3年3月時点

複数の施設をまとめて1つの計画を策定する場合は、1施設に1シート「施設の概要」を作成

基本情報	
施設名称(愛称)	信楽学園
HPアドレス	http://glow.or.jp/facility/ 滋賀県立信楽学園/
電話番号	0748-82-0051
所在地	甲賀市信楽町神山470
設置目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定される障害児入所施設として、知的障害のある児童を保護するとともに、社会的自立に必要な知識技能の習得を目的として、生活面の自立支援、職業支援活動や職場実習など社会生活力の向上に効果的な取り組みを行う。また、卒園者が就労後も安定した生活を送ることができるよう支援するとともに、関係機関と連携して地域のフォローアップ体制を構築することを目的とする。
所管	部局 健康医療福祉部 課等 障害福祉課
設置年月	昭和27年4月
土地	敷地面積 10,351.73㎡
	市街化区域 区域区分が定められていない都市計画区域
	用途地域 指定なし
建物	延床面積 4,161.73㎡
	取得価額 872,965,360円
運営	運営方法 指定管理
	運営時間 24H
	休館日 —
	駐車台数 —
バリアフリー	障害者用エレベーター 無
	多目的トイレ 有
	オストメイト対応トイレ —
	車いす使用者用駐車場 有
特記事項	



あれば記載。

施設概要

名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
信楽学園 プール付属棟	コンクリートブロック	平成5年4月1日	38.42㎡	1	新耐震	
信楽学園 神山寮	鉄筋コンクリート	平成12年4月1日	652.58㎡	2	新耐震	
信楽学園 屋内運動場	鉄筋コンクリート	昭和58年4月1日	566.31㎡	1	新耐震	
信楽学園 管理棟	鉄筋コンクリート	昭和45年4月1日	560.00㎡	2	旧耐震(耐震性能有り)	
信楽学園 第3実習工場	鉄骨造	昭和43年4月1日	306.45㎡	2	旧耐震(耐震改修済)	
信楽学園 第一工場	鉄骨造	昭和63年4月1日	269.31㎡	2	新耐震	
信楽学園 宿舍山手寮	コンクリートブロック	昭和54年4月1日	260.10㎡	2	旧耐震(耐震診断未実施)	不使用
信楽学園 作業棟	鉄骨造	昭和40年4月1日	271.08㎡	1	旧耐震(耐震改修済)	
信楽学園 倉庫及び更衣室	鉄骨造	昭和56年4月1日	84.00㎡	2	旧耐震(耐震診断未実施)	不使用
信楽学園 研修棟	木造	昭和37年4月1日	58.59㎡	1	旧耐震(耐震診断未実施)	不使用
信楽学園 洗濯室棟	コンクリートブロック	平成2年4月1日	49.38㎡	1	新耐震	
信楽学園 車庫	鉄骨造	平成2年4月1日	45.00㎡	1	新耐震	
信楽学園 窯道具庫	鉄骨造	昭和57年4月1日	36.18㎡	1	新耐震	
信楽学園 機械室棟	コンクリートブロック	昭和63年4月1日	14.40㎡	1	新耐震	
信楽学園 女子寮	鉄筋コンクリート	平成4年4月1日	499.72㎡	2	新耐震	
信楽学園 物干場	鉄骨造	平成4年4月1日	18.00㎡	1	新耐震	
信楽学園 灯油貯蔵庫	コンクリートブロック	平成4年4月1日	6.55㎡	1	新耐震	
信楽学園 男子棟	鉄筋コンクリート	平成7年4月1日	337.09㎡	2	新耐震	
信楽学園 自転車置場	鉄骨造	平成7年4月1日	10.33㎡	1	新耐震	
信楽学園 物干場	鉄骨造	平成7年4月1日	12.00㎡	1	新耐震	
信楽学園職員宿舍 職員宿舍7号	木造	平成2年4月1日	33.12㎡	1	新耐震	
信楽学園職員宿舍 信楽学園職員宿舍	木造	昭和61年4月1日	33.12㎡	1	新耐震	

成果情報

施設入所支援	H29	H30	R1	3年平均	備考
利用可能日数	365	365	366	365.3	
年間利用人数	8,627	9,124	7,989	8,580.0	単位:延人日
1日あたり利用人数(単位:人/日)	23.6	25.0	21.8	23.5	
短期入所支援	H29	H30	R1	3年平均	備考
利用可能日数	365	365	366	365.3	
年間利用人数	24	2	10	12.0	単位:延人日
1日あたり利用人数(単位:人/日)	0.07	0.01	0.03	0.03	
一時保護委託	H29	H30	R1	3年平均	備考
利用可能日数	365	365	366	365.3	
年間利用人数	5	7	5	5.7	単位:延人日
1日あたり利用人数(単位:人/日)	0.01	0.02	0.01	0.02	
年間収入(単位:千円)	168,774	177,727	165,890	170,797.0	
1日あたり収入(単位:千円/日)	462	487	453	467.5	

コスト情報

	H29	H30	R1	3年平均	備考
収入(単位:千円)	168,774	177,727	165,890	170,797.0	
使用料	64,173	72,979	59,628	65,593.3	
県指定管理料	102,465	102,465	104,329	103,086.3	
その他収入	2,136	2,283	1,933	2,117.3	
支出(単位:千円)	168,290	179,909	166,029	171,409.3	
人件費	124,944	132,756	123,554	127,084.7	
施設管理費	19,074	22,244	19,702	20,340.0	
事業費	24,272	24,909	22,773	23,984.7	
収支(単位:千円)	484	-2,182	-139	-612.3	
資産老朽化比率(※)	68%	70%	72%		

※減価償却累計額(建物) / (有形固定資産合計(建物) + 減価償却累計額(建物))

<p>1. 策定の趣旨</p> <p>本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として策定するものです。</p>
<p>2. 対象施設</p> <p>信楽学園</p> <p>滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設</p>
<p>3. 計画期間</p> <p>定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和2年度から令和11年度までの10年間とする。</p>
<p>4. 個別施設の状況等</p>
<p>(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等</p> <p>信楽学園は、最も古い建物で建築後59年(令和3年3月時点)が経過しているほか、ほとんどの建物が建築後30年以上経過しており、老朽化による修繕対応に追われる状況となっている。</p> <p>その一方で、信楽学園は中軽度の知的障害を持つ高校生年代の児童を保護するとともに、社会的自立に必要な知識技能を習得するための支援を行う入所施設であることから、一日を通じて施設内でサービス提供を行っており、支援に支障をきたさないよう、最低限の機能を保持することが求められている。</p>
<p>(2)点検・診断の実施方針</p> <p>「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築基準法第12条第2項および第4項による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。</p> <p>また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、併せて劣化状況や修繕の緊急度を把握する。</p>
<p>(3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項</p>
<p>5. 対策の優先順位の考え方</p>
<p>(1)目標使用年数</p> <p>適時適切な改修等により、法定耐用年数を超えて使用することを目標とする。</p>
<p>(2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方</p> <p>信楽学園は、中軽度の知的障害を持つ高校生年代の児童が利用される施設であり、そのために設置されている施設・設備については、常に安全かつ快適に利用できるように整備しておくかなければならない。</p> <p>対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。</p>

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2) 取組方針

① 点検・診断等

- ・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。
- ・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。

② 安全確保

- ・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
- ・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。

③ 耐震化

- ・旧耐震基準建築物のうち、使用しているものについては、耐震診断を実施し必要な措置を講じている。未対応の旧耐震基準建築物については使用しないこととし、今後施設全体の更新等の際に併せて対応を検討する。

④ 施設総量の適正化

- ・今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。
- ・更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。
- ・統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

⑤ 長寿命化

- ・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

⑥ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- ・施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

7. 対策費用**(1)長寿命化対策**

(単位:百万円)

施設名	年次計画											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

(2)大規模改修

(単位:百万円)

施設名	年次計画											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

(3)その他の改修 等

(単位:百万円)

施設名	年次計画											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	計	
												0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な対策												

※対策費用については随時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容